

住宅・建築関連の補助金を紹介します

①アスベリスト 含む調査費の補助

対象 市内にアスベリストが吹き付けられていると思われる建築物を有している市税の滞納がない法人および個人

補助内容 吹き付けアスベリスト含有調査費(税抜)の全額(ただし1検体の場合15万円、複数検体の場合1棟25万円が上限)

募集件数 2件程度

②住宅リフォーム助成

対象 事業として臨時に実施。今年度は、新型コロナウイルス感染症の地域経済対策事業として臨時に実施。

●市内に住所を有する市税の滞納がない個人

●自己または親族が所有する市内の住宅で、住宅用火災警報器を対象工事完了時までに設置済の住宅

●対象工事額が税込22万円以上のリフォーム工事で、市内登録施工業者が行う工事(ただし他の補助を受けた場合その部分は対象外)

●市内に住所を有する市税の滞納がない個人

●自己または親族が所有する市内の住宅で、住宅用火災警報器を対象工事完了時までに設置済の住宅

下水道法により、公共下水道への速やかな接続が定められています。また、くみ取り式トイレを使用している場合は、3年内に水洗トイレに改造することが義務付けられています。

●市内の金融機関から、低利な排水設備資金の貸し付けを受けられる制度があります(新築と集合住宅は対象外)。

●下水道への接続は、住宅リフォーム助成の対象です。詳細は10ページをご覧になるか、営繕建築課 建築指導係(0256-77-8282)までお問い合わせください。

早期に接続した場合の おトク な制度

供用開始日から1年以内に接続すると、下水道使用料が1年間無料になります(新築は対象外)。

問合せ
下水道課 計画管理係
(市役所2階18番窓口)
0256-77-8291

②耐震改修および建替 程度

●耐震診断…20件程度
●改修補助は、高齢者世帯または要介護認定者、要支援認定

は、身体障害者手帳交付者を含む世帯は、自己負担の免除や上限の引き上げがあります。

●耐震改修および建替…5件

●その他 耐震診断および耐震改修補助は、高齢者世帯または要介護認定者、要支援認定

は、身体障害者手帳交付者を含む世帯は、自己負担の免除や上限の引き上げがあります。

●工事着手前の申請が必要です。詳しくは、営繕建築課窓口に置いてあるチラシまたは市ホームページをご覧ください。

③住宅取得を補助します！

●移住家族支援事業
●まちなか居住支援事業
●移住家族支援事業
●まちなか居住支援事業

| ①移住家族支援事業 | | ②まちなか居住支援事業 | |
|---|----------------------------|---|---------------------------------------|
| 対象者 | 転入者 (賃貸住宅に移り住み2年内の世帯含む) | 対象者 | 市民 (申請時の年齢が満50歳未満の人) |
| 対象住宅 | 移住場所が市内である住宅 | 対象住宅 | 建築場所が「燕市立地適正化計画」で設定している「居住誘導区域」内であること |
| ●補助対象住宅(昭和56年6月1日以降に建築)を新築または購入するため、金融機関などとの借入契約(償還期間10年以上)を締結し、その住宅に2人以上で居住する人 | | ●補助対象住宅(昭和56年6月1日以降に建築)を新築または購入するため、金融機関などとの借入契約(償還期間10年以上)を締結し、その住宅に2人以上で居住する人 | |
| ●市税を滞納していない人 | | ●市税を滞納していない人 | |
| ●新築の場合…申請時点で基礎工事に着手しておらず、交付申請書を年度内に提出できる人 | | ●新築の場合…申請時点で基礎工事に着手しておらず、交付申請書を年度内に提出できる人 | |
| ●購入の場合…申請時点で契約していない人 | | ●購入の場合…申請時点で契約していない人 | |

※詳しくは市ホームページをご確認ください。

●補助金額 転入者は最大100万円、市民は最大25万円が上限です。

●基本額・条件に応じた加算額など、詳細は市ホームページをご確認ください。

●申請方法 申請書を都市計画課 都市計画係(市役所2階16番窓口)へ提出。郵送不可。

●その他 住宅ローン「フラット35」を利用し住宅を取得する場合は、金利の優遇を受けることができます。

●事前相談・問合せ 都市計画課 都市計画係 0256-77-8263

詳しくはこちら▶

早期の接続にご協力ください！

下水道の供用を開始した区域をお知らせします

3月31日から、下記の区域で下水道が使用できるようになりました。早めの接続工事にご協力を願いします。また、受益者負担金(整備により利益を受ける人が支払うお金)の納付をお願いします。

●開始区域

| | |
|------|---|
| 燕地区 | 大曲・八王寺・水道町四丁目・秋葉町四丁目・下太田・西燕町・佐渡・南七丁目の各一部 |
| 吉田地区 | 吉田旭町一丁目・吉田旭町二丁目・吉田旭町三丁目・吉田旭町四丁目・吉田新町・吉田神田町・吉田下町・吉田西太田の各一部 |
| 分水地区 | 笈ヶ島・分水学校町一丁目の各一部 |

※図面は市ホームページでご確認ください▶



早期に接続した場合の おトク な制度

供用開始日から1年以内に接続すると、下水道使用料が1年間無料になります(新築は対象外)。

問合せ
下水道課 計画管理係
(市役所2階18番窓口)
0256-77-8291

●国内見本市出展者に小間料を補助
顧客を獲得したい！

●見本市に出展して
新技术を開発したい！

●新商品・新技术の開発費補助

●補助対象経費の1/2以内(限度額250万円)

●補助対象経費の1/2以内(限度額150万円)

●補助対象経費の1/2以内(限度額100万円)

●補助対象経費の1/2以内(限度額50万円)

●補助対象経費の1/2以内(限度額25万円)

●補助対象経費の1/2以内(限度額10万円)

●補助対象経費の1/2以内(限度額5万円)

●補助対象経費の1/2以内(限度額2万5千円)

●補助対象経費の1/2以内(限度額1万円)

●補助対象経費の1/2以内(限度額5千円)

●補助対象経費の1/2以内(限度額2千5百円)

●補助対象経費の1/2以内(限度額1千円)

●補助対象経費の1/2以内(限度額500円)

●補助対象経費の1/2以内(限度額250円)

●補助対象経費の1/2以内(限度額125円)

●補助対象経費の1/2以内(限度額62.5円)

●補助対象経費の1/2以内(限度額31.25円)

●補助対象経費の1/2以内(限度額15.625円)